＜規定例＞

（卵子凍結のための休暇）

第●条　卵子凍結を行う全従業員※1は、１年間のうち５日を限度に休暇を取得することができる。なお、この場合の１年間とは、毎年１月１日から 12 月 31 日※2までの期間とし、未取得の卵子凍結のための休暇は次年度に繰り越すことはできない。

①取得目的　②対象者　③日数

２　卵子凍結のための休暇の単位は、１日又は１時間とする。取得の際は、連続取得及び分割取得のいずれも可とする。

３　休暇の取得にあたっては、別途指定する様式※3により事前に申請を行うものとする。

④申請方法

４　卵子凍結のための休暇は【「有給」又は「無給」】※4とする。

⑤取得の際の賃金の取扱い

５　賞与の査定及び年次有給休暇の付与要件の算定等に関して、卵子凍結のための休暇を利用したことによる不利益は生じない。　⑥賃金等に関し不利となる取扱いをしない旨

※1　社員、労働者等、自社の就業規則の呼称に合わせて適宜修正してください。

※2　自社の実情に合わせて適宜修正してください。例：４月１日～３月 31 日等

※3　自社の実情に合わせた申請方法としてください。

※4　自社の実情に合わせて「有給」又は「無給」を記載してください。

＜規定例＞

（卵子凍結のための福利厚生制度）

第●条　対象となる卵子凍結を行う従業員は、未受精卵子の凍結保存の医療行為に係る費用として、対象となる医療機関に支払った額について、１人当たり 20 万円※1を上限として助成を受けることができる。

①対象となる卵子凍結の範囲（利用目的）　②対象者　③補助額又は補助率

２　対象となる卵子凍結とは、加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う未受精卵子の凍結とする。採卵を実施したが卵子を凍結できなかった場合を含む。ただし、以下は対象に含まない。

（１）卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合

（２）不妊症と診断された者が実施する卵子の採取（配偶者の男性不妊治療に伴う卵子凍結を含む。）

（３）助成を受けようとする卵子凍結に係る医療行為について、他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に係る給付の対象となり、その給付を受ける場合※2

①対象となる卵子凍結の範囲（利用目的）

３　対象者は採卵を実施した日において年齢が 40 歳未満であること。

４　助成の対象とする項目は、未受精卵子の凍結に係る一連の医療行為（「採卵準備のための投薬」「採卵」「卵子凍結」）とし、対象とする費用は上記の医療行為に要した費用とする。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の卵子凍結に係る医療行為に直接関係のない費用は対象外とする。※3

④対象項目

５　東京都福祉局が実施する卵子凍結事業における登録医療機関の利用を必須とする。

⑤東京都による登録医療機関の利用

６　助成を希望する者は、支払った金額の分かる領収書等を添付の上、別途指定する様式により申請を行うものとする。

⑥申請方法

７　人事処遇や昇給及び賞与等賃金の取り扱いに関し、卵子凍結のための本制度を利用したことによる不利益は生じない。

⑦賃金等に関し不利となる取扱いをしない旨

※1　取組事項５の注意事項（５）〈モデルケース〉を参考に、補助額又は補助率を記載してください。

※2　従業員のニーズや自社の実情等に合わせて適宜修正してください。

※3　対象外とする費用については、従業員のニーズや自社の実情等に合わせて適宜修正してください。